

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第67回）  
〈書面開催〉

日時：令和4（2022）年6月3日（金）

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

## 資料

### 新型コロナウイルス感染症対策について

#### ○ 保健福祉部関係

- ・ コロナ患者受入協力医療機関の追加指定

#### ○ 教育委員会関係

- ・ 県立学校内で新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応について

# コロナ患者受入協力医療機関の追加指定

- 救急搬送困難事案に対応するため、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる協力医療機関を追加指定
- 休日や夜間など時間外においても新型コロナウイルス感染症患者の診療体制を堅持

|        |    | 追加前                 | 追加後                 | 増減       |
|--------|----|---------------------|---------------------|----------|
| 受入医療機関 |    | 5 5 機関<br>(5 5 4 床) | 5 5 機関<br>(5 5 4 床) |          |
|        | 重点 | 1 5 機関              | 1 5 機関              | (追加指定なし) |
|        | 協力 | 2 2 機関              | 2 5 機関              | + 3 機関   |

## 県立学校内で新型コロナウイルス感染症の 感染が確認された場合の対応について

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応については、令和4年6月6日（月）から以下のとおり対応することとする。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

| 現在の対応                    | 6月6日（月）からの対応  |
|--------------------------|---|
| ○感染者が確認された場合、直ちに学級閉鎖を行う。 | ○感染者が確認された場合、国のガイドラインの「臨時休業の範囲や条件の例」を参考に、学級や学年、部活動、友人関係等、必要な範囲を直ちに閉鎖や出席停止を行う。 |

**【学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
対応ガイドライン（文部科学省：令和4年3月17日更新）】**

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

**「臨時休業の範囲や条件の例」**

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③その他、設置者が必要と判断した場合